

社会福祉法人 桜裕会 役員等報酬及び費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 桜裕会（以下「本法人」という。）の役員及び評議員等の報酬及び費用について定めるものである。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第17条に基づき選任された理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、評議員会で選任された理事のうち、次の者をいう。
 - ア 施設の職員を兼務し、職員として常時従事する者（以下「兼務役員」という。）
 - イ 兼務役員以外で役員として常時従事する者（以下「兼務役員以外の常勤役員」という。）
- (3) 非常勤役員とは、常勤役員以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第6条に基づき選任された者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の3第1項に定める報酬等をいい、報酬、賞与其他職務遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称の如何を問わない。費用とは明確に区分されるものである。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものである。

(常勤役員の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員のうち、兼務役員以外の常勤役員の報酬等の額は、別表第1「常勤役員の報酬」に定める額とする。ただし、賞与については、状況に応じて支給するものとする。

- 2 兼務役員に対しては、役員報酬は支給しない。ただし、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席し、職員としての給与等が支払われない場合においては、非常勤役員に準じて報酬等を支給する。

(非常勤役員及び評議員の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員及び評議員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 非常勤役員の報酬は、別表第2「非常勤役員の報酬」に定める額とする。
- (2) 評議員の報酬は、別表第3「評議員の報酬」に定める額とする。

(費用)

第5条 役員及び評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、こ

れを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

- 2 常勤役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給できるものとし、その計算方法は職員の通勤手当支給基準に準ずる。ただし、兼務役員に対しては当規程による通勤手当は支給しない。
- 3 常勤役員が職務の執行のため出張する場合は、職員旅費規程に準じて旅費を支給することができる。
- 4 非常勤役員及び評議員が、理事会等会議に出席する場合又は職務の執行のため出張する場合は、別表第4「旅費交通費」に定める旅費を支給することができる。

(重複支給の防止)

第6条 同一日において、当該役員等報酬規程による報酬等の支給の対象となる業務に複数回従事したときは、重複して支給しないものとする。

(報酬等の支給方法)

第7条 常勤役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、その月の初日から末日までの分を翌月10日に支給する。ただし、当日が休日にあたる場合は、その前日とする。

(2) 賞与については、毎年6月及び12月とする。

- 2 非常勤役員及び評議員に対する報酬は、業務を行った都度支給する。
- 3 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができる。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の議決により行うものとする。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成29年 6月11日（定時評議員会終結の時）より施行する。

この規程は、平成30年 3月21日より施行する。